

平成 22 年度 第 1 回  
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時	平成 22 年 5 月 13 日 (木) 午後 2 時
場 所	米子市淀江支所 2 階第 2 会議室
出席者	委 員：田中委員、中井委員、池田委員、田原委員、村山委員 事務局：谷上局長、足立次長、神庭課長補佐、林原主任 傍聴者：1 名
議 題	1 会長の選出 2 会長職務代理者の指名 3 入札及び契約の運用状況の報告
配布資料	1 入札制度の概要について 2 入札及び契約の運用状況 (平成 21 年度予算に係る契約分) 3 入札及び契約の運用状況抽出案件資料 (サンプル資料) 4 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例 5 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会事務処理要領 6 鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領

会議内容

(日程 1) 開会 13:57 開会

足立次長 開会の時間よりちょっと前ですが、全員お揃いのおようですので、第 1 回の建設工事等入札・契約審議会を開催させていただきます。私は総務課長の足立と申します。どうぞよろしくお願いいたします。そうしますと今回初めてですので、会長が決まりますまでの間は、私の方で司会進行をさせていただきます。まず、私どもの事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局職員の紹介)

足立次長 続きまして、委員の皆さん方も初めてでございますので、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員自己紹介)

(日程 2) 事務局長あいさつ

足立次長 どうもありがとうございました。それでは、早速ですが、日程に従いまして進めさせていただきます。まず、事務局長のほうからご挨拶申し上げます。

谷上局長 失礼いたします。鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては、この度、本組合建設工事等入札・契約審議会委員にご就任いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げますとともに、本日はご多忙の中、ご参集いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。鳥取県西部広域行政

管理組合は、鳥取県西部9市町村により構成されておりまして、消防、廃棄物処理、火葬、し尿処理など13の事業の事務を共同処理として行っております。本組合の事業概要につきましては、本日お配りしております組合要覧をご参考いただければと思っております。事務の共同処理に当たりまして、当該年度の予算に基づきまして施設設備の補修、修繕、整備などの建設工事等の入札契約を多数行っております。これらの入札契約事務を執行するに当たりまして、談合並びに入札及び契約に係ります不正行為を防止するとともに、その透明性及び公平性を確保し、適正な執行を図りますために、本組合におきまして建設工事等入札・契約審議会条例が制定され、本日、第1回審議会の開催となりました。委員の皆様方におかれましては、これから誠にお世話になりますが、本組合の建設工事等の入札契約につきまして、調査審議をいただき、ご意見をいただきますようお願い申し上げます。お世話になりますが、よろしくお願いしたいと思います。

(日程3) 会長の選出

足立次長 次に日程の第3に入らせていただきます。会長の選出に入ります。鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は、委員の互選により定めるということになっております。この際ですが、どなたか立候補あるいはご推薦がございましたらお願いいたします。

池田委員 こういうことに携わった経験もおありだと思いますので、前の大山町の副町長さんの田中委員さんをお願いできたらと思いますけども。

足立次長 ただいま池田委員のほうから、田中委員を推薦する旨のご発言がございました。ほかにご意見等ございますでしょうか。

田中委員 いきなりご推薦をいただきましたけども、私思いますに、この5名の委員を見させていただきますと、広域行政管理組合の構成員であります市町村からというのが私と中井委員さん、それから指導機関である県のOBから池田委員さん、あと私の年代で言いますと学識経験者という立場で田原委員さんと村山委員さんがおられるようでございまして、私が思いますのに、この西部広域行政管理組合、米子市さんが常にリーダーシップを執っていただいておりますので、そういう意味からして、米子市OBの中井委員さんが適任じゃないかなと思っておりますが、私の意見として。いかがでしょうか。

足立次長 米子市OBの中井委員さんというご発言もございましたが、いかがでしょうか。

中井委員 池田委員さんが推薦されたように、田中委員さんをお願いしたらどうでしょうか。

足立次長 田中委員さんという意見でございますので、田中委員さんを会長に決するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

足立次長 では、ご異議ないということで、田中委員さん、会長席のほうにお進みいただいて、よろしくお願いいたします。

田中委員 はい。では、皆さんがそう言われるのであれば。

(田中委員 会長席へ移動)

田中会長 それでは、簡単にご挨拶をさせていただきます。私、ご推薦を受けて、私の意見として申し上げさせていただいたように、私自身がこういう審議会というような職にあまり経験がございません。これをどのようにまとめていくかということは非常に不安なところでございますけれども、皆さんに忌憚のないご意見をいただきながら、総意としてまとめていきたいなと思っているところでございます。皆様方のご協力をいただきまして、職責が全うできますようよろしくお願いをしておきたいと思っております。誠に至りませんけれども、座らせていただきます。

#### (日程4) 会長職務代理者の指名

田中会長 それでは、日程に従いまして、職務代理者の指名でございますが、職務代理者につきましては、資料4の入札・契約審議会条例の第4条第3項に「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」と、指名ということになっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 そういたしますと、指名理由は繰り返しません。先ほど私が意見を申し上げたような考え方で、中井委員さんに代理に就任していただきたいという思いでございますので、よろしくお願いいたします。皆さま、ご賛同いただきますようお願いいたします。

中井委員 指名いただきました中井でございます。会長を補佐してしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (日程5) 入札及び契約の運用状況の報告

田中会長 それでは、日程に従いまして、日程5の入札及び契約の運用状況の報告について、事務局の方から説明をお願いいたします。

神庭補佐 それでは、座って説明をさせていただきます。入札及び契約の運用状況のご報告をさせていただきますが、ご報告をさせていただきます前に、当組合の入札制度の概要につきまして、お手元の資料1、入札制度の概要についてによりご説明させていただきます。

まず、当組合が導入しております参加希望型指名競争入札につきましては、入札案件をホームページに公表いたしまして、入札参加希望者を募りまして、入札参加希望者の入札参加資格、これは資料6のほうでございますが、入札実施要領の第4条のほうを見ていただきますと、ここに規定いたしております、組合構成市町村のいずれかにおける指名競争入札参加資格等の資格の有無などを審査いたしまして、参加資格がある参加希望者の全者を指名して、入札を行うものでございます。

次に、郵便入札制度についてでございますが、建設工事に係る入札につきまし

ては、入札参加業者から工事設計担当職員への不正な接触を防止し、不正行為を未然に防ぐため、予定価格を事前に公表いたしておりますので、第1回目の入札で落札者が決定できる方式となっております。従いまして、複数回の再入札の必要がないことから、入札参加者が同一会場に集合して入札を行う必要がないため、入札前に入札参加者が一堂に会する機会をなくして、談合等不正行為を防止する目的で、期日を指定して郵便で入札書を提出する郵便入札の方式を導入いたしております。

続きまして、予定価格の公表についてでございますが、先程ご説明いたしました理由によりまして、建設工事の入札に係る予定価格は事前に公表いたしておりますが、その他の入札及び随意契約に係る予定価格の公表はいたしておりません。

当審議会で委員の皆さまに提出いたします資料につきましては、全ての契約の予定価格を開示しておりますが、建設工事の入札に係る予定価格以外の予定価格、これは資料1の一覧表にしておりますが、非公表と記載しているもの、これにつきましては、一般には非公表といたしておりますので、資料5の入札・契約審議会事務処理要領第7条の守秘義務の項にございますように、委員の皆さまにお配りする資料の取扱いにつきましては、部外秘の項目が含まれておる場合がございますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

続いて、入札結果の公表についてでございますが、建設工事に係る案件はホームページで結果を公表いたしておりますが、その他の案件につきましては、組合事務局で結果一覧の閲覧をしていただいております。

次に、最低制限価格制度についてでございますが、ご承知のように、最低制限価格制度は、予定価格を下回った入札でも、設定された最低制限価格を下回った場合は失格となる制度でございますが、当組合におきましては、過度のダンピングを防ぎ、適正な工事施工を確保するため、建設工事に係る入札について最低制限価格制度の適用をいたしておりますが、予定価格の80%以上で最低制限価格を設定いたしております。

工事に係る案件以外では、清掃業務の案件につきまして最低制限価格制度の適用をいたしておりますが、予定価格の3分の2以上で最低制限価格を設定いたしております。

以上で、当組合の入札制度の概要についてのご説明を終わります。

田中会長

ただいま、事務局の方から広域行政管理組合の入札制度の概要について説明がございました。何か疑問な点がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。

(意見等なし)

田中会長  
神庭補佐

意見がないようですので、進行させていただきます。

そうしますと、引き続きまして、次回以降の入札・契約審議会の審議方法とその資料につきましてご説明させていただきます。

資料5の入札・契約審議会事務処理要領をご覧いただきますと、第2条の所掌事務におきまして、当審議会で審議いただきます内容について記載いたしております。

ます。1番目、2番目といたしまして、建設工事等に関して、入札及び契約の運用状況について報告を受けて、審議を希望する建設工事等の指定をしていただきまして、入札参加資格及び参加条件の設定の理由、経緯等について報告を受け、審議を行っていただくということになっております。3番目に、公募型指名競争入札における非指名理由の説明の要求に対する回答に関する事項、4番目に、工事成績評定結果に関する苦情の処理状況に関する事項、5番目に、談合情報があった場合の、その処理状況または処理結果に関する事項、6番目に、入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき行った指名停止措置に関する事項、7番目に、建設工事等に係る入札及び契約制度の改善報告に関する事項、8番目に、その他組合が発注する建設工事等の入札及び契約について審議をいただくということにしております。

従いまして、次回第2回の審議会におきましては、後程ご報告いたします資料2の入札及び契約の運用状況資料に記載しております案件の中から、各委員1件以上の審議案件を選んでいただきまして、その選んでいただいた審議案件につきまして、事務局が資料3にございます資料を作成し、審議会に先立って委員の皆さまに資料を事前送付いたしまして、審議会当日にこの審議案件の入札契約の運用状況についてご審議いただくこととなります。

また、必要に応じまして、先程ご説明いたしました事務処理要領第2条の第3号から第8号に記載しております項目につきましても、ご審議をいただくこととなります。

次に、資料2の入札及び契約の運用状況資料についてご説明をいたします。まず、1ページ目の入札方式別発注工事等総括表ですが、このページでは平成21年度予算に係ります契約で、担当課別、入札・契約方式別の発注件数と、契約金額の合計額、平均落札率について記載しております。随意契約の項目で、平均落札率の欄に記載しておりますのは、予定価格に対する契約額の比率でございます。はぐっていただきまして、2ページから4ページが平成21年度予算に係ります入札及び随意契約で契約いたしました建設工事の契約一覧でございます。左から入札契約ナンバー、予算年度、担当課名、工事名、請負業者名、入札日、契約日、予定価格、契約金額、工期、入札方式及び随意契約の別、参加者数、最高入札額及び見積額、請負者の入札額及び見積額、落札率及び随意契約の場合の予定価格に対する契約額の比率、工事成績につきましては平成21年度ではまだ成績評定を行っておりませんで、平成22年度より成績評定の試行を行っておりまして、制度導入は平成23年度からを予定しております。このページにつきましても、随意契約の項目で、最高入札額、請負者の入札額の欄に記載しておりますのは、最高見積額、請負者の見積額でございます。5ページ目は、測量、設計等の発注区分による業務委託契約の一覧でございます。

続いて、別紙1枚ものの審議案件の指定の資料がお配りしてあると思いますが、これに記載しておりますとおり、この2ページから5ページの建設工事、業務委託契約の中から、第2回審議会の審議案件を各委員1案件以上を選んでいただき

まして、指定していただきまして、5月末までに事務局へ、電話か、ファックスか、電子メールによりまして、回答をいただきますよう、よろしく願いいたします。指定いただきました案件に関する資料につきましては、資料3にサンプルとしてお配りしておりますが、資料3のほうを見ていただきますと、まず、発注表でございます。これは、入札案件をホームページで公表する際、この発注表で入札案件概要、入札参加資格等を公表いたしております。はぐっていただきまして、入札参加申込があった業者につきまして、入札参加資格を審査して、指名業者を業者指名票により決定をいたしております。その後入札いたしまして、その入札結果が工事入札執行表となります。そして、各入札参加業者が入札書に添付して提出した工事費内訳書を以下添付しております。この資料を選んでいただいた審議案件につきまして作成いたします。委員の皆さまに指定いただいた案件に関するこれらの資料を、次回第2回の審議会前に各委員の皆さまに事前送付をさせていただきます。これによりまして、当日ご審議いただくこととなります。

以上で説明を終わります。

田中会長 皆さんお分かりになりましたでしょうか。理解不十分なところがあってもいけませんので、確認をさせていただきたいと思えますけれども、今の説明の中で、次回の審議会は、委員のほうから過去の契約について、資料2の2ページから4ページまでの契約について、審議をしたい、確認をしたいというものを選んでいただいて、次の審議会で審議するということですよ。

神庭補佐 2ページから5ページまでのなかで。

田中会長 はい。要するに資料2の契約案件について、そういう審議をして欲しいという事務局からの提案でございます。それは、今説明のありました所掌事務の2条の1項、2項に関することですよ。それで、3項以降につきましては、案件がありませんので、案件があったときに招集があるということですよ。

神庭補佐 はい。

田中会長 はい。皆さんご理解いただけましたか。進行させていただいてよろしいでしょうか。疑問な点がありましたら発言してください。

村山委員 一つ質問があるのですが、この一覧表から1件ないし数件というのは何件でも別に構わないのでしょうか。

神庭補佐 構いません。

村山委員 選択の理由等は明らかにする必要はないんですか。

神庭補佐 ありません。

村山委員 では、これというだけで良いですか。

中井委員 ナンバーだけで良いということですか。

神庭補佐 はい。

田原委員 ちょっと表の見方がよく分からないので、質問させていただきたいと思いますが、請負者の入札金額と契約金額が違うんですけど、これはどういうことでしょうか。

神庭補佐 これは、入札額は、税抜きで価格で入札します、それに基づいて契約は税込み

の価格で契約しておりますので、そういう記載になっております。

田原委員 それともう1点なんですけども、例えば、3番の案件で、請負者の入札額と最高入札額が同じで、参加者が2者ということですよ。ここで疑問に思ったときに、これを審議したいということになって、資料として出されるのは。

神庭補佐 一応、事前送付しますのは、このサンプルに入れております資料になりますけれども、適宜、資料を追加してお出しするようになると思います。

田原委員 入札というと安いところが落とすような気がするのですが、そうすると、最高額で、複数の参加者がいるということ、ちょっと理由が知りたいなと、おそらく工事とかの内容に不備なところがあれば、こっちの方がという理由になるのかと思うんですけど、この表だけ見るとちょっと疑問に思うところなので。

神庭補佐 説明が出来るような資料を揃えて、ご説明させていただきます。

田原委員 分かりました。では、そういう場合は番号とちょっと疑問に思う点、コメントでもつけてお伝えするというところでよろしいですね。

神庭補佐 そうしていただくとそれに関する資料も付けさせていただきます。

田中会長 今のお話は、同額金額で契約者を決めたのはどういう理由かということではないですか。例えば、同額入札だったので抽選をしたとか。

田原委員 2者が同額という発想はなかったんですけども、私が質問させていただいたのは、どちらかが安かったのに高い方で落ちているというふうな受け取り方をしたので、そういう場合に、そういった質問もさせていただいても良いかということ。

田中会長 分かりました。他の委員さんはよろしいですか。

池田委員 希望型と随意契約と両方書いてあるんですけども、随意契約で参加者数が複数というのは。随意契約は1者じゃない...

神庭補佐 随意契約の相手方は1者ですが、見積りを取りますので、複数から見積りを取るということで、記載しております。

池田委員 見積りを取った分はこの参加者数に入っているということですか。

神庭補佐 はい、そうです。

池田委員 分かりました。

中井委員 でも、随意契約のときの相見積りの取り方は難しいですね。相見積りはこちらの方から出してくださいと言うのですか。随意契約も一般に周知しておいて、その中から希望の人は随意契約の見積りを提出してくださいということですか。

神庭補佐 随意契約の対象となります業者を選定いたしまして、随意契約もいろいろな理由がございますけれども、複数取れる場合については、複数の業者をあらかじめ選定いたしまして、それについて個別に見積りをいただきまして、予定価格と比較して、最低の者が予定価格以下であれば契約いたしますが、最低がそれであれば、再度、全者に見積もりを依頼するということを繰り返しております。

田中会長 よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

田中会長 それでは進行させていただきますが、その前に、説明のあったように今月末

で、それぞれ委員の皆さまの思いの契約ナンバーを事務局の方に連絡をさせていただきますようお願いをしておきます。

田原委員　　もう1点よろしいでしょうか。

田中会長　　はい。

田原委員　　備考のところにくじ引きというのがあるのは、同じ金額で。

神庭補佐　　同額入札があった場合に、落札者を決めるときに、同額の入札者でくじ引きをして決めていただいております。

田中会長　　良いですか、ちょっと、会長が意見を。私が納得するために発言させてもらいますけれども、今、田原委員さんから最初に質問のあった3番の同額のもの、私は抽選かなと思ったんですけども、それはくじ引きとは書いてないんですが、理由が何かあったんでしょうか。

神庭補佐　　はい。あります。

田中会長　　それは、どう決めたということは、審議会のときにということで良いんですかね。

神庭補佐　　はい。また、送っていただければ。

田中会長　　ということのようですので。それではよろしいでしょうか。それと、選んでいただく件数というのは、事務局の方では何件ぐらいという心積もりはしておられますか。

神庭補佐　　選んでいただく件数につきましては、規定では1件以上となっておりますので、何件選んでいただいても構いません。

谷上局長　　私どもの組織としても、初めての、最初の審議会です。米子市のほうでは先行してこの審議会を開催しておられて、審議を重ねておられますけれども、西部広域としては何分初めての組織でございますので、1件以上という形をお願い申し上げておまして、上限については、こちらの方から申し上げることできませんので、初回でもありますので、多くても構いませんと思いますし、また、次回以降、適宜、件数を選定していただければと思っておりますので、今回は多くても構わないと思っております。

田中会長　　事務局の思いは分かりました。進行役の会長としては、審議を2時間から2時間半でという思いもございますので、その辺りを頭の隅においていただいで選出をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

田中会長　　では、ということでよろしく願いいたします。

(日程6)その他

田中会長　　それでは、進ませていただきまして、日程6のその他に移りますが、事務局の方から何かありますか。

足立次長　　その他ということで、事務局の方から次回の日程についてお願いいたします。5月末の選定の締切りで次回の審議会を行っていきたく思いますので、出来ま

したら事務局の希望でございますが、6月の21日の月曜日から25日の金曜日辺りで設定させていただければと、委員さん方のご都合がつけばお願いしたいと思っておるんですが、よろしくお願ひいたします。

田中会長 事務局から示された中で、委員さんで都合の悪い日がありましたら言ってください。今のところはよろしいですか。

池田委員 私は良いです。

中井委員 今回の、21年度の事業の分を審議するという事で次の日程を決めるわけですね。次の22年度から始まって来る工事等について、第3回のときは、22年度の発注状況が何パーセントくらい分かりませんが、だいたい何件くらい発注したら、まとめてそれを審議するという気持ちはおありですか。

神庭補佐 事務局としましては、年度1回ずつ開かせていただければと思っておりますが、適宜、次回開いていただいて、もうちょっと21年度について、若しくは22年度がもう始まっていますので、この始まった間の何ヶ月間について、もう1回審議会をやりたいということであれば、また。

中井委員 そうではなしに、21年度は適正に行われていましたよという審議会の意見を出してしまう、そこで22年度の事業ということになると、23年の3月以降の審議だわな、そこで答申するわけでしょ。ということは、そこで間があるけど、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

神庭補佐 そういつもりでおりますが、また委員さんの方からその間に開いた方が良いんじゃないかということがあれば、また考えさせていただきます。その間に談合ですとか問題がありましたら、またあると思いますし。

中井委員 なんらかの問題があったときは随時行くと、それ以外は一応年度ごとを考えていると。

神庭補佐 はい。そういうふうに考えております。

田中会長 完結したものを、年度で完結したものをこういう形でやるということが考え方ですよ。

神庭補佐 はい。そうです。

田中会長 事務局としては、そういう考え方のようですから、次回の審議会でも、いや、途中でも行わないと審議会の意味がないのではないかという思いをされれば、そこで発言をいただくということにしておきましょうか。ただ、資料5の事務処理要領の所掌事務、第2条の1と2の条項だと思います、今、事務局が言われたのは、入札契約についてトラブル的なことは無かったということですよ。そのものについて、事務局が執ってきた事務処理についてどうかということの審議をということですから。3以降のことがおきれば、その都度ですよ。ですから、これが、談合情報が入ったり、あるいは、工事成績評定の苦情が申し出られたり、そういうことがあったら、適宜、招集があるという考え方でいただければよろしいということのようですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

足立次長 先ほどご提案いたしました6月21日から25日の間で開かさせていただきたいと思うのですが、委員さんで都合の悪い日を仰っていただければ。

田原委員 金曜日は。  
村山委員 出来れば22日は避けていただけたら。  
足立次長 そうしますと、21日か23日、24日ですが。  
田原委員 ちょっと予定がはっきりしないので。  
足立次長 では、21日か23日、24日で調整いたしますので、報告書に書いていただくか、電話でご連絡いただければありがたいと思いますので。  
村山委員 いつ頃に決まりますでしょうか。  
足立次長 5月の31日までには決まりますが。  
村山委員 それまでは、残りはあまり予定を入れないほうが良いですね。  
谷上局長 今日、ちょっとご予定が不明な委員さんもおられますので。早々には。  
田中会長 多忙な方は日程がどうにもならないので、今決められたらどうですか。  
足立次長 田原委員さんの予定が不明でございますので、委員さんのほうに伺ってから他の委員さんに連絡させていただきます。  
田中会長 では、村山委員さん、そういうことでご理解してください。  
村山委員 はい。  
田中会長 では、そういうことでよろしくお願いします。そのほかは。  
神庭補佐 もう1件お願いします。報酬等の支払いに関することですが、ちょっとご説明させていただきますと、委員の皆さまにお支払いいたします報酬等につきましては、事後に口座振込払いでお支払いするという格好にしております。この口座振込を行うために必要な手続といたしまして、これからお配りいたします口座振替依頼書に必要事項をご記入いたしまして、押印いただいたものをご提出いただきたいと思います。今日、口座番号等が分かりましたら、そのままご提出いただければ結構なんです。分からないということであれば、次回、第2回の審議会のときに、必要事項を記入いただきまして、押印いただいたものをご提出いただければありがたいと思っております。  
田中会長 はい。今の事務連絡はよろしいでしょうか。では、口座番号等よろしく願いいたします。そのほかに。  
谷上局長 今日、1番から資料を説明させていただきました。本当に概要の概要を説明させていただきましたので、また、ご一読いただきまして不明な点等ありましたら、ご意見等ありましたら、ご遠慮なく私どもの方にお尋ね、ご報告、ご質問等いただければと思いますので、忌憚のないご意見、ご質問等お願い申し上げます。よろしく願いいたします。  
池田委員 繰越とか債務負担で2年にわたったという様なものもあるんですか、この中に。  
神庭補佐 21年度はありません。  
田中会長 事務局の方からはよろしいですか。  
足立次長 はい。  
田中会長 では、委員の皆さんから何か、お尋ねを含めてご意見がありましたら。  
池田委員 一点、ちょっと。最初ちょっと聞き忘れたのですが、資料1の1の資格審査を行って云々というところで、全てを指名するということですが、その指名者につ

いては、公表されるんですかね。例えば、指名参加者が7者であれば、その7者については全て公表ですか。

神庭補佐 事後に公表いたします。事前に公表しますと、参加者が分かりますので。  
池田委員 分かりました。  
田中会長 そのほかご意見は。

(「ありません」という声あり)

田中会長 それでは、いきなり会長推薦を受けて、しどろもどろの進行だったかと思えます。皆様のご協力を得まして、短時間に終わったというか、1時間弱で終わりました。ご協力ありがとうございました。次回はそんな短時間では終われないと思っておりますが、皆様方のご協力をお願いしておきたいと思えます。  
今日はどうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

14:45 開会